川西市監査委員告示第１４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により提出した監査結果に対して、市長より改善等の措置内容について通知がありましたので、同条第１４項の規定により別紙のとおり公表します。

令和８年１１月１６日

川西市監査委員　　石　田　有　司

川西市監査委員　　中　澤　未生子

《様式２－１》　　行政監査（企画財政部ＩＣＴ推進課）に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	令和8年3月5日	整理番号	0717-0725
１　監査種別		行政監査（令和7年度）	
２　監査の対象期間		令和7年 4月 1日～令和7年 8月31日	
３　監査の実施期間		令和7年10月14日～令和8年 2月18日	
４　監査結果報告日		令和8年 3月 5日	
５　改善通知受理日		令和８年９月４日	
６　監査対象団体・部局		企画財政部ＩＣＴ推進課	

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

１　情報資産の分類に関わる基準について

Ａ　改善要望事項

情報資産については、その機密性、完全性、可用性の観点から重要度を評価し、分類することが重要であり、その基準については「情報セキュリティ対策基準」に定められているが、担当課職員に対する周知の機会を更に設けることで、全職員の理解度向上につなげられたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

情報資産の分類について定めた「情報セキュリティ対策基準」について、職員の理解度向上を図るため、新規採用職員向けに、令和８年４月に実施した初任者研修において同基準の内容を周知しました。また、全庁職員向けに、８年８月に情報セキュリティ研修の実施通知に併せて同基準について周知しました。

今後も、機会を捉えて一層の周知に努め、全職員の理解度向上を図ります。

２　外部記録媒体の取扱いについて

Ａ　改善要望事項

外部記録媒体（ＵＳＢフラッシュメモリ等）は、業務上必要な場合に限り使用が許可される。その取扱いに関して、使用中の離席、使用前後で机の上に放置などの行為をしないといった具体的な行動指針について、改めて職員へ繰り返し丁寧に周知されたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

外部記録媒体（ＵＳＢフラッシュメモリ等）の取扱いに関する具体的な行動指針の周知については、「セキュアＵＳＢメモリ管理運用手引」において利用上の注意事項として明文化するとともに、外部記録媒体を貸与する所属に対し、貸与時及び貸与内容の更新時において、使用中に離席しないこと、使用前後に机上へ放置しないことなど、遵守すべき事項をセキュリティリスクと併せて繰り返し丁寧に周知してまいります。

３　情報セキュリティポリシーについて

Ａ　改善要望事項

情報セキュリティポリシーは、本市が採用しているグループウェアのファイル管理に公開され、全職員が閲覧可能となっているが、研修等を活用して周知するとともに、ＩＣＴ推進課以外の職員であっても迷わず確認できるよう、確認方法や掲示場所について改めて周知されたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

本市の情報セキュリティポリシーである「情報セキュリティ対策基準」について、初任者研修や全庁向けの情報セキュリティ研修の際など、機会を捉えて周知するとともに、確認方法や掲示場所についても、電子データ保存場所への直接のリンクを設定するなど、容易に確認ができるよう工夫してまいります。

４　情報セキュリティ研修の実施について

Ａ　改善要望事項

課では毎年度、情報機器を取り扱う全職員を対象として、ｅラーニングを活用したセキュリティ研修を実施し、職員の意識向上を図っている。採用時期や業務の都合などで期限内に受講できなかった職員に対しても、ｅラーニングの代わりとなる教材やテキスト等により、速やかに最低限の学習ができるよう準備されたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

採用時期や業務の都合等により期限内に受講できなかった職員への対応として、令和７年度の情報セキュリティ研修より、受講期限の経過後、期限内に未受講であった職員に対してｅラーニングの代替となる研修テキストによる学習及び理解度確認のためのテストを実施しています。

その結果、７年度は研修の対象職員の受講完了率が100％となりました。

５　庁内での情報セキュリティインシデントの報告について

Ａ　改善要望事項

課では、情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応について、川西市情報セキュリティインシデントに係る緊急時対応計画を定めている。連絡ルートについても定められており、インシデント発見者は情報システム管理者に報告することが規定されており、その後の処理についても詳細に記載されているが、各発生課においてどのように報告するかは記載されていない。緊急時のスムーズな対応のため、より具体的な報告先を明記し、緊急時の連絡体制の実効性を確保されたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

川西市情報セキュリティインシデントに係る緊急時対応計画を令和８年度中に改訂し、インシデント発見者からセキュリティ管理者への通報に係る記載及び具体的な報告先について明記します。

６　住民等外部からの情報セキュリティインシデントの通報について

Ａ　改善要望事項

住民等外部から情報セキュリティインシデントの通報があった場合の手順が、内部からの通報手順と一体となっている。通報者の立場やルートの違いを考慮し、外部からの通報規定を別途設けるなど、対応の迅速化と手順の明確化を図られたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

川西市情報セキュリティインシデントに係る緊急時対応計画を令和８年度中に改訂し、住民等外部からの情報セキュリティインシデントの通報に係る規定について明記するとともに、市ホームページ等により周知を図ります。

７　電子メールの自動転送について

Ａ　改善要望事項

電子メールについて、現在は各個人で設定することにより、外部への自動転送が自由にできる状況となっている。

しかし、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年３月策定、令和７年３月改定、以下「ガイドライン」という。）」において「職員等は、自動転送機能を用いて、電子メールを転送してはならない。」と定められており、ガイドラインに抵触していること、川西市情報セキュリティ対策基準において「職員は、重要性分類Ⅰ・Ⅱの情報資産を電子メールで送付してはならない」と規定しているが、自動転送では重要性の判別ができないこと、全業務端末をＬＧＷＡＮ接続系に置き、インターネット系と隔離することで機密性を保つ三層分離の構造による対策の形骸化を招くおそれがあることなどのリスク防止の観点から、自動転送の禁止について早急に対応を図られたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

グループウェアシステムにおける電子メールの自動転送機能について、令和８年４月１日付で機能を停止しました。

８　管理者権限等の特権を付与されたＩＤの取扱いについて

Ａ　改善要望事項

管理者権限等の特権を付与されたＩＤ（以下「管理者ＩＤ」という。）については、ＩＣＴ推進課内で共有されており、使用簿による管理等も行われていないため、操作者の把握ができない状態になっている。

担当者ごとに管理者ＩＤを付与する、使用簿を作成するなど、操作者を特定できる体制を整え、万が一の内部不正防止につなげられたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

管理者ＩＤについて、令和８年９月１日より、共有ＩＤによる運用を廃止し担当者ごとの個人ＩＤに必要に応じて管理者権限を付与する方式に変更しました。

《様式２－１》　　行政監査（企画財政部ＩＣＴ推進課）に伴う改善要望事項

９　不正プログラムに感染した場合の対処について

Ａ　改善要望事項

無線ＬＡＮ接続端末がウイルスに感染した場合の対応として、使用端末の仕様に即した具体的な遮断手順を策定し、具体的な切断手順を事前に職員に周知することで、緊急時の迅速な対応を図られたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

一般事務用パソコンの利用に関する周知事項に係る文書を改定し、新たに無線ＬＡＮ接続端末におけるウイルス感染時の初動対応手順を明記しました。今後、機会を捉えて職員への周知を図ってまいります。